

## 司法試験予備試験・本試験合格のために

文責：弁護士 山下大輔

### ◆本日のテーマ

- 第1 過去問対策の重要性
- 第2 憲法の傾向と対策
- 第3 実際に過去問を解いてみよう

### 第1 過去問対策の重要性

#### 1 司法試験の特色

司法試験本試験・予備試験に限らず、あらゆる試験において一般的に過去問対策が重要であることは言を俟たない。しかし、司法試験本試験・予備試験は、他の資格試験等と比較しても、①出題範囲が極めて広い上に、②論文式試験があり、しかもその配点割合が極めて大きい、③しかもその論文式試験の採点基準が一見して明らかではない、などの特色がある。そのため、ゴール（合格答案の水準）もわからないまま、ひたすら基本書や判例集を読み込んだり、問題集を解いたりするだけでは、無限に法律の知識を詰め込む作業をしているだけで、永遠にゴールにたどり着くことはできない。①「無限にも思える出題範囲から、基本的な知識を活用して、②「試験問題に的確に答える法的構成を組み立てて、③「短い時間内に必要かつ十分な論述をすることが合格するために必要不可欠であり、そのためには、普段から、どのような知識が必要であり、どのように論じれば高い点数がつくのか、過去問を研究し、日々の勉強にフィードバックする必要がある。

#### 2 過去問対策とは

時間を計って解くか時間を計らずじっくり解くか、すべて論じるか一部論じるか、答案構成にとどめるか、4頁しっかり書くかなど、解き方は各受験生が勉強の進度や目標に応じて判断すればよい。しかし、過去問を、時間を計って1回だけ解くことは過去問対策ではない。

【過去問対策】とは、過去問を何度も読み、何度も解き、

- ①出題趣旨や解説，合格答案等を読み込み，基本書や判例集で出題箇所を復習する。
- ②合格答案等から，どのような事実に着目し，どの事実をどのように，どの程度論じるべきか，時間制限や記憶できる論証から現実的に可能か，を見極める。
- ③「合格答案では触れられていないが，この事情からはこの点も問題になるのではないか。」，「問題文の事情をこのように変えたら，こういった問題になるのではないか。」など，主体的に問題文の事情を活用し，法的思考力を養う。
- ④合格答案・合格水準を自分の頭に染み込ませ，日々の勉強の中で新しい問題を解く際に，合格者と同様の思考プロセスをとって解き，問題解決能力を養う。

### 3 過去問集は最良の問題集であること

過去問を最後の砦と考え，基本書や判例集を読み込み，知識を万全にして，問題集や答練の問題をたくさん解いてから，試験直前に解く，と考えている受験生が多い。

しかし，合格の近道は何よりも過去問対策であることは既に述べたとおりである。しかも，予備試験の論文式過去問，本試験の論文式過去問（プレやサンプルも含む），予備試験・本試験の短答式試験も含めれば，相当の分量になり，網羅性もあるため，最良の問題集として日々活用すべきである。

## 第2 憲法の傾向と対策

### 1 憲法の難しさ

憲法は，本試験受験生，予備試験受験生を問わず，苦手としている受験生が多い。その要因として考えられるのは，テーマ自体が抽象的で受験生になじみがなく，社会政策や歴史等の観点からの検討も必要になる上，判例と学説の乖離も大きいことにあると考えられる。また，出題形式としても，主張・反論・私見形式であり，受験生が限られた試験時間内に構成を組み立てることが極めて困難なことも挙げられる。

### 2 判例学習の重要性

抽象的な概念を具体的に論じ，当事者の対立点を設定する勘所を養うためには，日々の判例学習において，具体的な事案に触れ，どのような当事者の行為等に対し，どのような背景を持つ法律や処分等が，解釈・適用され，いかなる権利・自由・制度が問題になり，相手方はどのように反論し，裁判所はどのような基準を，どのような理由で用いて判断をしているのかを，具体的に読み込む必要がある。このような判例学習を繰り返す

ことによって、設問の具体的な事案に迫り、適切な対立点を設定している答案を作成することができる。

### 第3 実際に過去問を解いてみよう

- 1 問題文の読み方
- 2 問題点の抽出の仕方
- 3 判例の想起
- 4 論じるべき内容・分量の見極め方

※詳細は別紙解説レジュメ・参考答案参照。

〔問題〕（平成29年司法試験予備試験 憲法 抜粋）

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

A県の特定地域で産出される農産物Xは、1年のうち限られた時期にのみ産出され、同地域の気候・土壌に適応した特産品として著名な農産物であった。Xが特別に豊作になる等の事情があると、価格が下落し、そのブランド価値が下がることが懸念されたことから、A県は、同県で産出されるXの流通量を調整し、一定以上の価格で安定して流通させ、A県産のXのブランド価値を維持し、もってXの生産者を保護するための条例を制定した（以下「本件条例」という。）。本件条例では、①Xの生産の総量が増大し、あらかじめ定められたXの価格を適正に維持できる最大許容生産量を超えるときは、A県知事は、全ての生産者に対し、全生産量に占める最大許容生産量の超過分の割合と同じ割合で、収穫されたXの廃棄を命ずる、②A県知事は、生産者が廃棄命令に従わない場合には、法律上の手続に従い、県においてXの廃棄を代執行する、③Xの廃棄に起因する損失については補償しない、旨定められた。

条例の制定過程では、Xについて一定割合を一律に廃棄することを命ずる必要があるのか、との意見もあったが、Xの特性から、事前の生産調整、備蓄、加工等は困難であり、迅速な出荷調整の要請にかなう一律廃棄もやむを得ず、また、価格を安定させ、Xのブランド価値を維持するためには、総流通量を一律に規制する必要がある、と説明された。この他、廃棄を命ずるのであれば、一定の補償が必要ではないか等の議論もあったが、価格が著しく下落したときに出荷を制限することはやむを得ないものであり、また、本件条例上の措置によってXの価格が安定することにより、Xのブランド価値が維持され、生産者の利益となり、ひいてはA県全体の農業振興にもつながる等と説明された。

20××年、作付け状況は例年と同じであったものの、天候状況が大きく異なったことから、Xの生産量は著しく増大し、最大許容生産量の1.5倍であった。このため、A県知事は、本件条例に基づき、Xの生産者全てに対し、全生産量に占める最大許容生産量の超過分の割合に相当する3分の1の割合でのXの廃棄を命じた（以下「本件命令」という。）。甲は、より高品質なXを安定して生産するため、本件条例が制定される前から、特別の栽培法を開発し、天候に左右されない高品質のXを一定量生産しており、20××年も生産量は平年並みであった。また、甲は、独自の顧客を持っていたことから、自らは例年同様の価格で販売できると考えていた。このため、甲は、本件命令にもかかわらず、自らの生産したXを廃棄しないでいたところ、A県知事により、甲が生産したXの3分の1が廃棄された。納得できない甲は、本件条例によってXの廃棄が命じられ、補償もなされないことは、憲法上の財産権の侵害であるとして、訴えを提起しようと考えている。

〔設問〕

甲の立場からの憲法上の主張とこれに対して想定される反論との対立点を明確にしつつ、あなた自身の見解を述べなさい。なお、法律と条例の関係及び訴訟形態の問題については論じなくてよい。

参考答案（本件条例の憲法29条2項違反（法令違憲）のみ）

答案	形式面	内容面
<p>第1 本件条例の合憲性</p> <p>1 制約される権利について</p> <p>甲は、本件条例がXの所有権を侵害するものとして、憲法（以下省略する。）29条2項違反を主張する。</p> <p>Xの所有権は、甲の現に有する具体的な財産権であるので、「財産権」として29条1項により保障される。そして、A県知事により、甲が生産したXの3分の1が廃棄されているので、Xの所有権は制約されている。</p> <p>2 違憲審査基準</p> <p>財産権に対する制約は社会経済的政策に基づくものから社会生活における安全保障・秩序維持政策に基づくものまで様々であるから、規制の目的、必要性、内容、制限の程度等を比較考量し、立法目的が公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、規制手段が規制目的を達成するための手段として必要性・合理性に欠けることが明らかである場合、当該制約は29条2項に違反する（森林法共有林事件参照）。</p>	<p>・答案は左詰め。右側も極力あけない。行は絶対にあけない。ナンバリングは「第1, 1, (1), ア, (ア), a, (a)...」とする。タイトルは適宜自由に挙げてよいが、「当てはめ」、「正当化」といった語句は不適切であり、用いない（司法試験本試験採点実感参照）。</p> <p>・憲法ではとくに判例を意識した論述が求められているので、参照する判例名はできれば挙げる。</p>	<p>・まずは、いかなる自由・権利が侵害されていると主張するのか具体的に示す。そして、当該自由・権利が、憲法のどの条文のどの文言によって保障されているのか定義を挙げながら示す。</p> <p>・当該自由・権利がそもそも制約されているのかを示す。制約されていることが明らかであれば、示すの是一言でよい。本問ではおそらく代執行されたのであろうが、明示されていない為、あえて問題文を書き写すにとどめる。</p> <p>・違憲審査基準を対立点とすることもありうるが、本問では、特に判例の射程を争うような事情はないため、森林法共有林事件の規範をそのまま挙げる。</p> <p>・判例は29条2項違反のみを挙げているので、判例に依拠する。</p>

<p>3 本件条例について</p> <p>(1) 甲としては、ブランド価値の維持・生産者保護目的が公共の福祉に合致しないとまではいえないとしても、総量のみに着目して形式的に生産者に一律廃棄といった規制を課すことは過剰であり、手段としての必要性・合理性に欠けると主張する。</p> <p>これに対し、A 県としては、X の事前の生産調整等は困難であり、X の価格やブランド価値を維持するためには総流通量を一律に規制する必要性・合理性はあると反論する。</p>	<p>・主張反論私見について</p> <p>は、まず主張をすべて述べたうえで、反論をすべて述べ、さらに私見をすべて述べる書き方もあるが、対立点を示して問題点を導く形式としては、主張に対しての都度反論・私見を示す方が読みやすく、出題趣旨にも合致しているといえる。</p>	<p>・【POINT】 参照した判例の事案とは異なる部分や、本問の特殊事情から対立点を設定すべきである。本問では、「条例の制定過程」において対立点が示され、また、甲の「特別の栽培法」、独自の顧客」などと特殊事情が示されているので、これらをヒントに対立点を設定する。</p>
<p>(2) この点につき、農産物の価格やブランド価値は流通量のみによって決まるわけではなく、品質や販売戦略等をも加味すべきであるから、流通量のみに着目した規制は必要性を欠く。</p> <p>また、仮に A 県の主張のとおり総生産量を規制する必要があるとしても、割合に応じて規制する合理性はない。すなわち、全ての生産者に対し、全生産量に占める最大許容生産量の超過分の割合と同じ割合で X の廃棄を命じることで、甲のように経営努力をして平均並みの生産量を維持している農家も、廃棄を余儀なくされる。これにより、経営努力をすればするほど、経営努力をせずに徒に過剰生産した農家に比して、X の販売量・利益を減少させるといった不合理な事態となり</p>	<p>・あくまで論じているのは法令違憲であるから、「甲のように」などと抽象化して論じるべきである。</p>	<p>・他に、廃棄の必要性があるかにも着目することが考えられる。</p> <p>・A 県の農家が甲を含み 10 で、X の最大許容生産量が 10t とする。天候に左右され、甲はそれでも例年どおり 1t の生産を維持したが、他の 9 の農家が</p> <p>1. 5t 生産してしまった。このとき、今年度は X を 14. 5t 総生産したこと</p>

<p>かねない。総生産量を規制するのであれば、各農家の生産量を制限することが公平かつ合理的である。むしろ、割合に応じた全農家への規制の場合、農家によって、廃棄を前提にした過剰生産を誘発し、かえって総生産量・廃棄量が増加しうる点でも不合理である。</p> <p>4 結論</p> <p>以上のことから、本件条例は規制手段として必要性・合理性を欠くき、憲法29条2項に違反する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>		<p>になり、他の9の農家は約31.04%分廃棄を命じられ、販売できるのは約1,035tとなる。しかし、甲も割合に応じて廃棄を命じられるので、1tではなく、約0.685tしか販売できないこととなる。生産コスト等によりますが、甲とすれば、最初から廃棄を見越して1.5t生産するほうが利益となる場合もありうる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結論を忘れず、問題提起等と対応するように示す。</li> <li>・「以上」を書かなくて良いとする見解もあるが、書いた方が無難である。</li> <li>・量としては答案用紙約2頁分。</li> </ul>	



## 平成29年司法試験予備試験

### 憲法 解説レジュメ

文責：弁護士 山下大輔

#### 1 問題文の読み方

ただ漫然と読み進めるのではなく、問題文の示す意味が何であるかを探りながら読み進める。①法令違憲に関する事実（立法事実）か、適用違憲に関する事実（司法事実）か<sup>1</sup>、②制約される権利・自由は何か<sup>2</sup>、③制約はされているか<sup>3</sup>、④本問における特殊性は何か、といった観点から読み進めていくとよい。

##### (1) 条例の目的（法令違憲）

A県の特定地域で産出される農産物Xは、1年のうち限られた時期にのみ産出され、同地域の気候・土壌に適応した特産品として著名な農産物であった。Xが特別に豊作になる等の事情があると、価格が下落し、そのブランド価値が下がることが懸念されたことから、A県は、同県で産出されるXの流通量を調整し、一定以上の価格で安定して流通させ、A県産のXのブランド価値を維持し、もってXの生産者を保護するための条例を制定した（以下「本件条例」という。）。

##### (2) 条例の手段（法令違憲）

本件条例では、①Xの生産の総量が増大し、あらかじめ定められたXの価格を適正に維持できる最大許容生産量を超えるときは、A県知事は、全ての生産者に対し、全生産量に占める最大許容生産量の超過分の割合と同じ割合で、収穫されたXの廃棄を命ずる、②A県知事は、生産者が廃棄命令に従わない場合には、法律上の手続に従い、県においてXの廃棄を代執行する、③Xの廃棄に起因する損失については補償しない、旨定められた。

##### (3) 条例の手段（法令違憲）－対立点

条例の制定過程では、Xについて一定割合を一律に廃棄することを命ずる必要があるのか、との意見もあったが、Xの特性から、事前の生産調整、備蓄、加工等は困難であり、迅速な出荷調整の要請にかなう一律廃棄もやむを得ず、また、価格を安定させ、Xのブランド価値を維持する

<sup>1</sup> 法令違憲：法令そのものを違憲とする違憲判断。

適用違憲：法令自体は合憲でも、それが当該事件の当事者に適用される限度において違憲であるという違憲判断。

<sup>2</sup> そもそも当事者が主張している権利・自由が憲法上保障されていないならば、違憲無効の問題は生じない。人権に関する問題は、まずこの点が出発点となる。

<sup>3</sup> そもそも制約がされていないならば、違憲無効の問題は生じない。他方、直接制約がされていれば、直ちに違憲無効となる場合もある（思想良心の自由、選挙権など）。

ためには、総流通量を一律に規制する必要がある、と説明された。この他、廃棄を命ずるのであれば、一定の補償が必要ではないか等の議論もあったが、価格が著しく下落したときに出荷を制限することはやむを得ないものであり、また、本件条例上の措置によってXの価格が安定することにより、Xのブランド価値が維持され、生産者の利益となり、ひいてはA県全体の農業振興にもつながる等と説明された。

(4) 適用違憲

20××年、作付け状況は例年と同じであったものの、天候状況が大きく異なったことから、Xの生産量は著しく増大し、最大許容生産量の1.5倍であった。このため、A県知事は、本件条例に基づき、Xの生産者全てに対し、全生産量に占める最大許容生産量の超過分の割合に相当する3分の1の割合でのXの廃棄を命じた（以下「本件命令」という。）。

(5) 制約の有無・態様、適用違憲

甲は、より高品質なXを安定して生産するため、本件条例が制定される前から、特別の栽培法を開発し、天候に左右されない高品質のXを一定量生産しており、20××年も生産量は平年並みであった。また、甲は、独自の顧客を持っていたことから、自らは例年同様の価格で販売できると考えていた<sup>4</sup>。このため、甲は、本件命令にもかかわらず、自らの生産したXを廃棄しないでいたところ、A県知事により、甲が生産したXの3分の1が廃棄された。

(6) 制約される人権

納得できない甲は、本件条例によってXの廃棄が命じられ、補償もなされないことは、憲法上の財産権の侵害であるとして、訴えを提起しようと考えている。

## 2 問題点の抽出

営業の自由や平等原則違反等も問題となりうるが、甲は、(1)「本件条例」による「財産権の侵害」、(2)「Xの廃棄が命じられ」たことによる「財産権の侵害」、(3)「補償もなされないこと」による「財産権の侵害」を主張しているのであるから、これら3点を以下の「3 判例の想起」のように整理する。なお、甲は損失補償請求をしているわけではないから、(3)は損失補償が認められるか、ではなく、損失補償請求権を侵害するか、すなわち憲法29条3項違反となるか、という観点から検討することが求められる。

<sup>4</sup> 「特に、規制手段については、甲のように、平均並みの生産高となった者や、天候状況に左右されず一定量を生産することが可能な者が存在することを念頭に置きつつ、その合理性・必要性について考察することが求められるであろう。」(本問出題趣旨参照)。

### 3 判例の想起

問題点を抽出したら、関連する判例を想起する。

(1) 本件条例の憲法29条2項違反（法令違憲）

→最大判昭 62.4.22（百選 I [第6版] 101 事件）

最大判昭 14.2.13（百選 I [第6版] 102 事件）

(2) 本件命令の憲法29条2項違反（適用違憲）

(3) 本件条例の憲法29条3項違反

ア 条例による制限の許否

→最大判昭 38.6.26（百選 I [第6版] 103 事件）

イ 条例上補償規定を欠くことの許否

(ア) 憲法29条3項に基づく直接請求の可否

→最大判昭 43.11.27（百選 I [第6版] 108 事件）

(イ) 損失補償の要否・内容

→最大判昭 43.11.27（百選 I [第6版] 108 事件）

最判昭 48.10.18（百選 I [第6版] 107 事件）など

### 4 論じるべき内容・分量の見極め方

(1) 内容

3の(3)のア，同イの(ア)はそもそも論であり，最高裁判例によって憲法上の疑義は事実上解消しているといえるので，触れないか，一言程度にとどめればよい。

また，法令違憲と適用違憲をそれぞれどの程度論じるかは悩ましい問題であるが，本問では，適用違憲に記載すべき個別事情を抽象化し，法令違憲でまとめて論じることも可能であるし，問題文に挙げられている事情も法令違憲に関するものが多いので，3の(2)の適用違憲は触れないか，一言程度にとどめるという選択もありうる<sup>5</sup>。

(2) 分量

司法試験本試験の出題趣旨・採点実感で例年触れられている通り，「あなた自身の見解」（私見）が最も重要で，配点割合も高いのであるから，私見を最も厚く書くべきである。「反論」については，〔設問〕において，「反論との対立点を明確に」することが要求されているにすぎないので，「主張」のすべてにつき膨大な反論をする必要はない<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> 本問の出題趣旨でも触れられていない。

<sup>6</sup> 近年の司法試験本試験の設問，採点実感でも，膨大な反論を書く必要はなく，私見を導く上で対立点を明らかにする程度が求められている。

【森林法共有林分割事件】最大判昭 62.4.22（百選 I 〔第6版〕 101 事件）

事案の概要

Xは、兄Yと森林を2分の1ずつ共有していたが、森林経営の対立が生じたため、Xが民法256条1項に基づき共有林分割請求等をした。しかし、当時の森林法186条は持分価額2分の1以下の森林共有者に対し、民法256条1項の適用を排除し、共有物分割請求を否定していた。第1審、原審とも、森林法186条を合憲としXの請求を棄却したため、Xが上告した。

判旨

憲法29条は、……私有財産制度を保障しているのみでなく、社会的経済的活動の基礎をなす国民の個々の財産権につきこれを基本的人権として保障するとともに、社会全体の利益を考慮して財産権に対し制約を加える必要性が増大するに至つたため、立法府は公共の福祉に適合する限り財産権について規制を加えることができる、としているのである。

財産権は、それ自体に内在する制約があるほか、右のとおり立法府が社会全体の利益を図るために加える規制により制約を受けるものであるが、この規制は、財産権の種類、性質等が多種多様であり、また、財産権に対し規制を要求する社会的理由ないし目的も、社会公共の便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策上の積極的なものから、社会生活における安全の保障や秩序の維持等の消極的なものに至るまで多岐にわたるため、種々様々でありうるのである。したがつて、財産権に対して加えられる規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によつて制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して決すべきものであるが、裁判所としては、立法府がした右比較考量に基づく判断を尊重すべきものであるから、立法の規制目的が前示のような社会的理由ないし目的に出たとはいえないものとして公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、又は規制目的が公共の福祉に合致するものであつても規制手段が右目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性に欠けていることが明らかであつて、そのため立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、当該規制立法が憲法29条2項に違背するものとして、その効力を否定することができるものと解するのが相当である（最高裁昭和43年（行ツ）第120号同50年4月30日大法廷判決・民集29巻4号572頁参照）。

森林法186条……の立法目的は、……森林の細分化を防止することによつて森林経営の安定を図ることにあつたものというべき……。

森林法は、共有森林の保存、管理又は変更について、持分価額2分の1以下の共有者からの分割請求を許さないとの限度で民法第三章第三節共有の規定の適用を排除しているが、そのほかは右共有の規定に従うものとしていることが明らかであるところ、共有者間、ことに持分の価額が相等しい二名の共有者間において、共有物の管理又は変更等をめぐつて意見の対立、紛争が生

ずるに至つたときは、各共有者は、共有森林につき、同法252条但し書に基づき保存行為をなしうるにとどまり、管理又は変更の行為を適法にすることができないこととなり、ひいては当該森林の荒廃という事態を招来することとなる。同法256条1項は、かかる事態を解決するために設けられた規定であることは前示のとおりであるが、森林法186条が共有森林につき持分価額2分の1以下の共有者に民法の右規定の適用を排除した結果は、右のような事態の永続化を招くだけであつて、当該森林の経営の安定化に資することにはならず、森林法186条の立法目的と同条が共有森林につき持分価額二分の一以下の共有者に分割請求権を否定したこととの間に合理的関連性のないことは、これを見ても明らかであるというべきである。

まず、森林の安定的経営のために必要な最小限度の森林面積は、当該森林の地域的位置、気候、植栽竹木の種類等によつて差異はあつても、これを定めることが可能というべきであるから、当該共有森林を分割した場合に、分割後の各森林面積が必要最小限度の面積を下回るか否かを問うことなく、一律に現物分割を認めないとするのは、同条の立法目的を達成する規制手段として合理性に欠け、必要な限度を超えるものというべきである。

また、当該森林の伐採期あるいは計画植林の完了時期等を何ら考慮することなく無期限に分割請求を禁止することも、同条の立法目的の点からは必要な限度を超えた不必要な規制というべきである。

以上のとおり、森林法186条が共有森林につき持分価額2分の1以下の共有者に民法256条1項所定の分割請求権を否定しているのは、森林法186条の立法目的との関係において、合理性と必要性のいずれをも肯定することのできないことが明らかであつて、この点に関する立法府の判断は、その合理的裁量の範囲を超えるものであるといわなければならない。したがつて、同条は、憲法29条2項に違反し、無効というべきであるから、共有森林につき持分価額2分の1以下の共有者についても民法256条1項本文の適用があるものというべきである。

(出題の趣旨) (抜粋)

本問は、架空の条例を素材に、憲法上の財産権保障（憲法第29条）についての理解を問うものである。

本件条例は、Xのブランド価値を維持し、Xの生産者を保護する目的で、生産量が増大し、Xの価格を適正に維持できる最大許容生産量を超えるとときに、A県知事は、全ての生産者に対し、全生産量に占める最大許容生産量の超過分の割合と同じ割合で、収穫されたXの廃棄を命じることとしている。まず、このような措置を定める本件条例が、憲法第29条第1項で保障される財産権を侵害する違憲なものであるかを論じる必要がある。その際、本件条例の趣旨・目的と、それを達成するための手段の双方について、森林法違憲判決（最高裁昭和62年4月22日大法廷判決、民集41巻3号408頁）及び証券取引法判決（最高裁平成14年2月13日大法廷判決、民集56巻2号331頁）などを参照しながら、検討する必要がある。特に、規制手段については、甲のように、平年並みの生産高となった者や、天候状況に左右されず一定量を生産することが可能な者が存在することを念頭に置きつつ、その合理性・必要性について考察することが求められるであろう。

次に、本件条例では、Xの廃棄に起因する損失については補償をしないとされているが、それが、憲法上の損失補償請求権（憲法第29条第3項）を侵害する違憲なものであるかを論じる必要がある。この場合、①本件条例が一般的に損失補償規定を置いていないことの合憲性と、②仮に一般的に損失補償規定を置いていないことが合憲であるとしても、甲の事情が、損失補償が認められるべき「特別の犠牲」に該当し、損失補償請求権を侵害すると主張しうるか、という二つの論点がある。これらについて、河川附近地制限令事件（最高裁昭和43年11月27日大法廷判決、刑集22巻12号1402頁）などを参照しながら、検討することが求められる。

以 上